

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年8月5日

石川県監査委員 善田善彦
同 川裕一郎
同 山本次作
同 奥村豊美

(別紙)

中能農第2070号
令和4年7月6日

石川県監査委員様

石川県知事 馳 浩

令和4年6月30日付け石監査第99-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が2件発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。	中能登農林総合事務所	交通事故が複数件発生したことを重く受け止め、改めて全職員に対し、交通法規の遵守及び安全運転の徹底を周知したほか、各種研修等を受講させ、運転技術や交通マナー・モラルの向上に取り組んでおります。 今後、このようなことがないよう、公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期し、交通事故の防止に努めます。